

エドウィン・ダン記念館機械警備業務仕様書

1 業務の目的

対象施設に係る火災、不法侵入による盗難、器物の損壊等の異常事態を早期に発見することにより、被害拡大を防止し、建物その他の財産の保全を図ることを目的とする。

2 業務内容

(1) 警備対象施設

名称：エドウィン・ダン記念館
住所：札幌市南区真駒内泉町1丁目6番1号
構造：木造平屋建 亜鉛メッキ鋼板葺
延床面積：231.35㎡

(2) 委託期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（5年間）

(3) 警備の方法

異常感知装置等の警備機器（以下「警備機器」という。）、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた機械警備とし、下記のとおりとする。

ア 警備本部による即応体制の整備と通報受信装置の常時監視

受託者は警備業法第43条の定めるところにより、異常事態を受信した場合に、速やかに、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備を適正に配置するものとする。

また、警備本部における管制担当者を定め、通報受信装置により、警備対象施設の異常の有無を遮断なく監視する。

イ 火災、侵入その他の異常事態の感知

警備対象施設で発生した異常事態を受託者の警備本部へ自動的に通報する。

ウ 異常事態発生時における受託者の警備員の派遣、異常事態の確認及び拡大防止

受託者は、警報受信装置により異常事態が発生したことを感知したときは、受託者の警備員を急ぎ派遣し、異常事態を確認するとともに応急措置を施す。

エ 関係先への通報及び連絡

上記ウにおいて警備対象施設の異常事態を確認した警備員は、警備本部にその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察、消防署等関係先及び委託者が指定した緊急連絡先へ通報する。

(4) 警備基準時間

警備基準時間は、次のとおりとする。ただし、委託者の指定する日についてはこの限りでない。

区分		警備基準時間
休館日	4月1日～10月31日：毎週水曜日 11月1日～3月31日：毎週月～木曜日 12月29日～1月の第2週木曜日まで： 年末年始 ※	終日
開館日	上記以外	16時30分～翌朝9時30分

- ※ 12月28日が土曜日の場合、28日（土曜日）から休館日とする。
12月28日が日曜日の場合、27日（土曜日）から休館日とする。

(5) 警備実施時間

上記(4)の警備基準時間にかかわらず、警備対象が無人の状態となり、警報装置警戒開始の信号を受けたときは警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

3 業務計画書の提出

受託者は業務の実施にあたり、警備業法第19条及び同法施行規則第33条に規定する事項を記載した業務計画書を委託者に提出しその承認を得るものとする。

4 警備機器の仕様

- (1) 施設の異常事態は、警備機器で感知し、自動通報装置が通信回線により送信し、通報受信装置が受信した異常は警備本部に通報されるものとする。
- (2) 警備に使用する通信回線は、その回線が切断された場合、受託者の設置した送信機にて通信回線により警備本部で認知できるものとする。
- (3) 自動通報装置は、停電時に60分以上の蓄電池等によるバックアップ機能を有するものとする。また、蓄電池容量を適宜点検できるものとする。
- (4) 警備機器は、電子鍵（電磁気を記録したカード等、以下「カードキー」という。）により警備解除及び警備開始できるものとする。
- (5) 火災信号は、既設自動火災報知設備受信機盤により出力される火災一斉警報を、受託者の設置する送信機にて通信回線を使用し、警備本部に自動的に通報するものとする。
- (6) 警備機器に係る費用負担は以下のとおりとする。

ア 電気使用料

警備に必要な機器類の電気使用料は、委託者の負担とする。

イ 通信回線

警備に必要な通信回線のうち、受託者が敷設した回線の回線使用料については、受託者の負担とする。それ以外の回線を使用する場合は委託者の負担とする。

5 警備機器等の設置及び撤去等

- (1) 受託者は、機械警備の機器を設置、交換、修繕する場合は、事前に委託者の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、上記(1)を実施するにあたり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合には、それに代わる人的警備業務等を実施するものとする。
- (3) 受託者は、上記(1)の設置を行うにあたり、前回の受託業者と連絡調整を行い、機械警備機器を遅滞なく、円滑に設置するものとする。
- (4) 受託者は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、受託者所有の機械警備機器を全て撤去する必要がある場合、契約の終了にあつては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあつては委託者の指定する日までに委託者の承諾のもとに撤去するものとする。

機械警備の設置個所について、設置したことが原因で修繕を要すると委託者が認めた場合は、受託者は受託者の費用で修繕するものとする。

(5) 受託者は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するにあたり、その連絡調整を求めてきた場合は、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について全面的に協力するものとする。

(6) 受託者は、機械警備機器の設置、交換、修繕、撤去の費用、機械警備に代わる人的警備業務等の費用を負担する。

6 警備機器の保守・点検

警備機器に関し、正常な機能を維持するため毎月 1 回直接保守点検を行うとともに、警備機器の正常な作動を受託者の本部において随時確認し、万一警報機器の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずるものとする。

7 業務報告等

受託者は毎月の機械警備の実施状況及び機械設備の保守点検結果、異常事態発生時における処置内容について、それぞれ報告書にまとめ、月 1 回、委託者に提出しなければならない。

8 鍵の預託

警備上必要な鍵、カードキーは、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取扱い保管する。

9 守秘義務

受託者は、本業務の履行上知り得た秘密について、契約期間中又は契約期間終了後にかかわらず他人に漏らしてはならない。

10 環境負荷の低減

本業務においては、札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道等資源及びエネルギーの使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務にかかる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 警備員の日当たり単価算出について

警備員 A、警備員 B、警備員 C の日中 7 時間単価及び夜間 17 時間単価の算出については、「市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針（令和 5 年 5 月 10 日 一部改正）」内の別記 2「積算に当たっての留意事項」を根拠とする。

12 積算に使用している策定歩掛について

本業務に係る業務費の積算にあたり、積算に使用された策定歩掛については、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目）の情報提供用パソコンにて閲覧できる。

13 その他

委託業務の履行上、疑義又は本仕様書等に定めのない事項が生じた場合は相互に協議のうえ、定めるものとする。

警 備 業 務 委 託 月 次 報 告 書

令和 年 月 日

(令和 年 月分)

警備場所:エドウィン・ダン記念館

日付	警 備 状 況			備 考
	曜日	異常なし	異常あり	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

受託者名

(備考)この様式により難しいときは、この様式に準じたほかの様式を用いることができる。

警備機器設備の保守点検報告書

点検日時	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分
点検場所	エドウィン・ダン記念館
所在地	札幌市南区真駒内泉町1丁目6番1号
機械警備業務管理者	
点検項目	
1.送信機(受信機)	型式
(1)外観点検(変形、損傷等がないか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
(2)機能試験(送信、表示、その他正常に動作するか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
2.コントロール・ボックス	型式
(1)外観点検(変形、損傷等がないか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
(2)機能試験(送信、表示、その他正常に動作するか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
3.センサー	
(1)外観点検(変形、損傷、汚れ、遮蔽物等がないか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
(2)機能試験(送信、表示、その他正常に動作するか)	良 ・ 不良 ・ 処置
())
4.通報試験	
(1)送信状況(警備本部で正常に受信するか、回線ノイズ、その他異常がないか)	
())
5.その他	
特記事項	

上記のとおり、機械警備機器点検を実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

受託者名

(備考)この様式により難しいときは、この様式に準じたほかの様式を用いることができる。

緊急要員派遣報告書

令和 年 月 日

警備場所:エドウィン・ダン記念館

異常事態発生日時	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分
緊急要員派遣出発日時	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分
緊急要員現場到着日時	令和 年 月 日 (午前・午後) 時 分
緊急要員名	
派遣理由	
現場確認の状況	
応急処置	
連絡通報先	
備考	

受託者名

(備考)この様式により難しいときは、この様式に準じたほかの様式を用いることができる。

エドウィン・ダン記念館機械警備業務積算書

直接人件費

警備本部費		(警備本部内訳書)
緊急出動費		(緊急出動内訳書)
保守点検費		(保守点検内訳書)
計		①

直接物品費

経費率	1%	①×1%=②
輸送費		③(輸送費内訳書)
計		④

直接業務費

$$\text{①} + \text{④} = \text{⑤}$$

業務管理費

経費率	8%	⑤×8%=⑥
-----	----	--------

業務原価

$$\text{⑤} + \text{⑥} = \text{⑦}$$

一般管理費等

経費率	20%	⑦×20%=⑧
-----	-----	---------

計		⑦+⑧=⑨
---	--	-------

その他(参考見積)

警備本部監視システム		⑩
委託料	警備機器費	⑪
計		⑩+⑪=⑫

合計		⑨+⑫=⑬
----	--	-------

(端数処理)		⑬
--------	--	---

消費税等相当額	10%	⑬×10%=⑭
---------	-----	---------

業務委託費(1ヶ月)		⑬+⑭=⑮
------------	--	-------

業務委託費(総額)		⑮×60
-----------	--	------

単 価 算 出 調 書

No.1

番号	細目	単位	単価	積算の基礎	摘要
1	警備員A (実働8時間)	人 (時間)	()	令和5年度市有施設維持管理業務に係る労務単価表から	
2	警備員B (実働8時間)	人 (時間)	()	令和5年度市有施設維持管理業務に係る労務単価表から	
3	警備員C (実働8時間)	人 (時間)	()	令和5年度市有施設維持管理業務に係る労務単価表から	
4	警備員A (日中7時間)	日	()	市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針 別記2「積算に当たっての留意事項」参照	交通費(480円) 勤務時間(9:30 ~16:30)
5	警備員B (日中7時間)	日	()	市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針 別記2「積算に当たっての留意事項」参照	交通費(480円) 勤務時間(9:30 ~16:30)
6	警備員C (日中7時間)	日	()	市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針 別記2「積算に当たっての留意事項」参照	交通費(480円) 勤務時間(9:30 ~16:30)
7	警備員A (夜間17時間)	日	()	基本給 2× =	勤務時間(16:30 ~翌9:30)
				時間外手当 1h×125%× =	
				深夜手当 7h×25%× =	
8	警備員B (夜間17時間)	日	()	基本給 2× =	勤務時間(16:30 ~翌9:30)
				時間外手当 1h×125%× =	
				深夜手当 7h×25%× =	
9	警備員C (夜間17時間)	日	()	基本給 2× =	勤務時間(16:30 ~翌9:30)
				時間外手当 1h×125%× =	
				深夜手当 7h×25%× =	
10	保全技術員	日	()	令和5年度市有施設維持管理業務に係る労務単価表から	

